

令和5年度「運動・スポーツ習慣化促進事業（効果発信事業）」業務委託仕様書（案）

1. 目的

運動・スポーツ実施率の低い働き盛り世代や女性や生活習慣により運動・スポーツを実施しにくい方々など、多くの県民が運動・スポーツに興味関心を持ち、その習慣化を図ることを目的とし、運動・スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、地域住民のスポーツへの参画とその効果をみえる化し、健康で活力のある長寿社会の実現を目指す。

2. 実施主体

滋賀県（公募型プロポーザルで選定した事業者1者に委託する。）

3. 委託期間

受託した日から令和6年3月31日までとする。

4. 業務内容

【概要】

商業施設等において、運動・スポーツに関する取組や効果を発信するイベントを開催する。ただし、次の内容を満たすこととする。

- ① 医学的な根拠に基づいた運動・スポーツの効果を複数発信すること
- ② イベントの開催に合わせて、実際に運動・スポーツの効果を体感できる取組を一つ以上実施すること
- ③ 本年度の本事業の取組（事業所における健康増進プログラムの実践）の効果を発信すること。

【参加者の対象】

滋賀県在住の方、または、滋賀県に通勤・通学する方およびその家族
ただし、次の①～③の対象者が興味をもつ情報発信を行うこと

- ①運動・スポーツに取り組めていない働き盛り世代
- ②運動・スポーツに取り組めていない女性（主に30～50歳代）
- ③健康疾患等により運動・スポーツの機会が少ない方々

【実施期間】

令和6年3月

【留意事項】

- ① 情報発信により、イベント実施後にも、日常生活における運動・スポーツの意識づけになるよう働きかけること。
- ② 健康しが共創会議、滋賀県企業スポーツ振興協議会など、運動・スポーツを通じた健康づくりに取り組む民間企業・大学等と連携を図ること。
- ③ 可能な限り多くの県民の参加を募り、事業を実施すること。

5. 経費について

詳細は、別紙：経費の留意事項による。

6. 事業実施上の留意事項

- (1) 事業の実施に際し、滋賀県や運動・スポーツ習慣化実行委員会は、この事業が円滑に行われるように適宜協議、支援するものとする。
- (2) 事業者は滋賀県や運動・スポーツ習慣化実行委員会および関係団体との連携を密にすること。

7. その他

この仕様書に定めるもののほか、運動・スポーツ習慣化促進事業の実施に関し必要な事項は別途定める。